

Data and Digital Insights Vol.1

金融分野における個人情報保護（金融事業者全般・保険会社編）

2025年11月5日

弁護士 小倉 徹

本稿では、金融庁が所管する分野（以下「金融分野」といいます。）における事業者全般に対して適用される個人情報の保護に関するルールについて概観した上で、金融分野における事業者のうち、特に保険会社等に適用される個人顧客情報の保護に関するルールについて解説します。

目次

1. 金融分野における事業者全般に対して適用される個人情報の保護に関するルール
 - (1) 機微（センシティブ）情報
 - (2) 安全管理措置
 - (3) 委託先の監督
 - (4) 個人データ等の漏えい等の報告等
2. 保険会社等に適用される個人情報の保護に関するルール
 - (1) 個人顧客情報の安全管理措置等
 - (2) 個人顧客情報の漏えい等の報告
 - (3) 返済能力情報の取扱い
 - (4) 特別の非公開情報の取扱い
 - (5) 非公開金融情報・非公開保険情報保護措置
3. あとがき

1. 金融分野における事業者全般に対して適用される個人情報の保護に関するルール

金融分野における個人情報取扱事業者には、[金融分野における個人情報保護に関するガイドライン](#)（以下「金融分野ガイドライン」といいます。）及び[金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針](#)（以下「実務指針」といいます。）が適用されます。

金融分野ガイドライン及び実務指針は、一般の個人情報取扱事業者に適用される[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)（以下「通則ガイドライン」といいます。）を基礎として、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定したものであり、

金融分野ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、個人情報取扱事業者一般に適用される法令¹及び各種ガイドライン²が適用されます（金融分野ガイドライン1条、[金融機関における個人情報保護に関するQ&A](#)（以下「金融分野Q&A」といいます。）1-1）。

金融分野ガイドライン及び実務指針に定められた事項のうち、実務上問題となることが多いものとして、主に以下が挙げられます。

(1) 機微（センシティブ）情報

金融分野における個人情報取扱事業者は、「機微（センシティブ）情報」については、金融分野ガイドライン5条1項各号³に定める場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととされています（金融分野ガイドライン5条1項）。

「機微（センシティブ）情報」とは、個人情報保護法2条3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活⁴に関する情報⁵と定義されており、個人情報保護法における「要配慮個人情報」よりも広い範囲の情報がこれに該当することには留意が必要です。

上記のとおり、金融分野における個人情報取扱事業者が機微（センシティブ）情報につき、取得、利用又は第三者提供を行う場合には、金融分野ガイドライン5条1項各号のいずれかに該当する必要があるところ、実務上は、「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」（金融分野ガイドライン5条1項8号）を根拠とすることが多くなるものと考えられます。同号は、機微（センシティブ）情報の取得、利用又は第三者提供について、①各種法令や社会通念等に照らして「適切な業務運営」と判断されること、②「本人の同意」があること、及び③「業務遂行上必要な範囲」内であることを要件としており、例えば、金融機関が保険金の支払いや借り手の与信判断のために、被保険者や借り手の健康状態に関する情報を各種法令や社会通念等に照らし適切といえる方法で、かつ保険金の

¹ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「個人情報保護法施行令」といいます。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「個人情報保護法施行規則」といいます。）を指します。

² 通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）を指します。

³ 法令等に基づく場合（同1号）、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合（同2号）、相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合（同7号）、保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合（同8号）、機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合（同9号）等があります。

⁴ これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除きます。

⁵ 本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法57条1項各号に掲げる者若しくは個人情報保護法施行規則6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。

支払いや与信判断のために必要な範囲内で、被保険者や借り手から同意を得て取得することは同号に該当しますが、反対に、保険金の支払いや借り手の与信判断のために本籍地等に関する情報を取得することは、「業務遂行上必要な範囲」内であるとは認められないことから、仮に本人の同意があったとしても、原則として、同号に該当しないものと考えられています（金融分野 Q&A 3-1）。

なお、金融分野における個人情報取扱事業者は、機微（センシティブ）情報に該当する個人情報が要配慮個人情報にも該当する場合には、個人情報保護法が定める要配慮個人情報に関する規制にも対応する必要がある点には留意が必要です（金融分野ガイドライン 5 条 3 項、金融分野 Q&A 3-2）。

(2) 安全管理措置

金融分野ガイドライン及び実務指針は、個人データの安全管理措置について、通則ガイドラインに上乗せする形で、金融分野における個人情報取扱事業者が講じるべき措置を定めています。

ア 安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備

金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、基本的に、下表のとおり、組織的安全管理措置を講じなければならないとされています（金融分野ガイドライン 8 条 7 項）。

1. 個人データの 安全管理に係 る基本方針の 整備	<p>次に掲げる事項を定めた個人データの安全管理に係る基本方針を策定し、当該基本方針を公表するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行わなければならない（実務指針 1-1）。</p> <ul style="list-style-type: none">① 個人情報取扱事業者の名称② 安全管理措置に関する質問及び苦情処理の窓口③ 個人データの安全管理に関する宣言④ 基本方針の継続的改善の宣言⑤ 関係法令等遵守の宣言
2. 個人データの 安全管理に係 る取扱規程の 整備	<p>以下の各管理段階における取扱規程を整備し、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない（実務指針 1-2）。</p> <ul style="list-style-type: none">① 取得・入力段階における取扱規程（実務指針 7-1 参照）② 利用・加工段階における取扱規程（実務指針 7-2 参照）③ 保管・保存段階における取扱規程（実務指針 7-3 参照）④ 移送・送信段階における取扱規程（実務指針 7-4 参照）⑤ 消去・廃棄段階における取扱規程（実務指針 7-5 参照）⑥ 漏えい等事案への対応の段階における取扱規程（実務指針 7-6 参照）

3. 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備	<p>個人データの取扱状況に関する点検及び監査の規程を整備し、次に掲げる事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない（実務指針 1-3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 点検及び監査の目的 ② 点検及び監査の実施部署 ③ 点検責任者及び点検担当者の役割・責任 ④ 監査責任者及び監査担当者の役割・責任 ⑤ 点検及び監査に関する手續
4. 外部委託に係る規程の整備	<p>外部委託に係る取扱規程を整備し、次に掲げる事項を定めるとともに、定期的に規程の見直しを行わなければならない（実務指針 1-4）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託先の選定基準 ② 委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容

イ 個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備

金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、基本的に、下表のとおり、「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的 安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならないとされています（金融分野ガイドライン 8 条 8 項）。

<組織的安全管理措置>

1. 個人データの管理責任者等の設置	<p>次に掲げる役職者を設置しなければならない（実務指針 2-1）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者 ② 個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者
2. 就業規則等における安全管理措置の整備	<p>次に掲げる事項を就業規則等に定めるとともに、従業者との個人データの非開示契約等の締結を行わなければならない（実務指針 2-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人データの取扱いに関する従業者の役割・責任 ② 違反時の懲戒処分
3. 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用	<p>個人データの安全管理に係る取扱規程に従った体制を整備し、当該取扱規程に従った運用を行うとともに、取扱規程に規定する事項の遵守状況の記録及び確認を行わなければならない（実務指針 2-3）。</p>

4. 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備	<p>次に掲げる事項を含む台帳等を整備しなければならない（実務指針 2-4）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取得項目 ② 利用目的 ③ 保管場所・保管方法・保管期限 ④ 管理部署 ⑤ アクセス制御の状況
5. 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施	<p>個人データを取り扱う部署が自ら行う点検体制を整備し、点検を実施とともに、当該部署以外の者による監査体制を整備し、監査を実施しなければならない（実務指針 2-5）。</p>
6. 漏えい等事案に対応する体制の整備	<p>次に掲げる体制を整備しなければならない（実務指針 2-6）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対応部署 ② 漏えい等事案の影響・原因等に関する調査体制 ③ 再発防止策・事後対策の検討体制 ④ 自社内外への報告体制

<人的安全管理措置>

1. 従業者との個人データの非開示契約等の締結	<p>採用時等に従業者と個人データの非開示契約等を締結するとともに、非開示契約等に違反した場合の懲戒処分を定めた就業規則等を整備しなければならない（実務指針 3-1）。</p>
2. 従業者の役割・責任等の明確化	<p>次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針 3-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各管理段階における個人データの取扱いに関する従業者の役割・責任の明確化 ② 個人データの管理区分及びアクセス権限の設定 ③ 違反時の懲戒処分を定めた就業規則等の整備 ④ 必要に応じた規程等の見直し
3. 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練	<p>次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針 3-3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従業者に対する採用時の教育及び定期的な教育・訓練 ② 個人データ管理責任者及び個人データ管理者に対する教育・訓練 ③ 個人データの安全管理に係る就業規則等に違反した場合の懲戒処分の周知 ④ 従業者に対する教育・訓練の評価及び定期的な見直し
4. 従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認	<p>個人データの安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況について、記録及び確認を行うとともに、点検及び監査を実施しなければならない（実務指針 3-4）。</p>

<物理的安全管理措置>

1. 個人データの取扱区域等の管理	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針4-1）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個人データ等を取り扱う重要な情報システムの管理区域への入退室管理等 ② 管理区域への持ち込み可能機器等の制限等 ③ のぞき込み防止措置の実施等による権限を有しない者による閲覧等の防止
2. 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針4-2）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個人データを取り扱う機器等の施錠等による保管 ② 個人データを取り扱う情報システムを運用する機器の固定等
3. 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針4-3）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等 ② 書類等の封緘、目隠しシールの貼付等
4. 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針4-4）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 容易に復元できない手段によるデータ削除 ② 個人データが記載された書類等又は記録された機器等の物理的な破壊等

<技術的安全管理措置>

1. 個人データの利用者の識別及び認証	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針5-1）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本人確認機能の整備 ② 本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備 ③ 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策
2. 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針5-2）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 従業者の役割・責任に応じた管理区分及びアクセス権限の設定 ② 事業者内部における権限外者に対するアクセス制御 ③ 外部からの不正アクセスの防止措置
3. 個人データへのアクセス権限の管理	次に掲げる措置を講じなければならない（実務指針5-3）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 従業者に対する個人データへのアクセス権限の適切な付与及び見直し ② 個人データへのアクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定すること ③ 従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること
4. 個人データの漏えい等防止策	個人データの保護策を講ずることとともに、障害発生時の技術的対応・復旧手続を整備しなければならない（実務指針5-4）。

5. 個人データへのアクセスの記録及び分析	個人データへのアクセスや操作を記録するとともに、当該記録の分析・保存を行わなければならない。また、不正が疑われる異常な記録の存否を定期的に確認しなければならない（実務指針 5-5）。
6. 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析	個人データを取り扱う情報システムの稼動状況を記録するとともに、当該記録の分析・保存を行わなければならない（実務指針 5-6）。
7. 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査	個人データを取り扱う情報システムの利用状況、個人データへのアクセス状況及び情報システムへの外部からのアクセス状況を監視するとともに、監視システムの動作の定期的な確認等、監視状況についての点検及び監査を行わなければならない。また、セキュリティパッチの適用や情報システム固有の脆弱性の発見・その修正等、ソフトウェアに関する脆弱性対策を行わなければならない（実務指針 5-7）。

(3) 委託先の監督

金融分野における個人情報取扱事業者は、基本的に、下表のとおり、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならないとされます（金融分野ガイドライン 10 条 3 項）。

個人データ保護に関する委託先選定の基準	次に掲げる事項を委託先選定の基準として定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直さなければならない（実務指針 6-1）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 委託先における個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備 ② 委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備 ③ 実績等に基づく委託先の個人データ安全管理上の信用度 ④ 委託先の経営の健全性
	委託契約後に委託先選定の基準に定める事項の委託先における遵守状況を定期的又は隨時に確認するとともに、委託先が当該基準を満たしていない場合には、委託先が当該基準を満たすよう監督しなければならない（実務指針 6-2）。

委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容	<p>委託契約において、次に掲げる安全管理に関する事項を盛り込まなければならない（実務指針 6-3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限 ② 委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止 ③ 再委託に関する条件 ④ 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 <p>定期的に監査を行う等により、定期的又は隨時に委託先における委託契約上の安全管理措置等の遵守状況を確認するとともに、当該契約内容が遵守されていない場合には、委託先が当該契約内容を遵守するよう監督しなければならない。また、金融分野における個人情報取扱事業者は、定期的に委託契約に盛り込む安全管理措置を見直さなければならない（実務指針 6-4）。</p>
---------------------------------	---

また、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならないとされています。

(4) 個人データ等の漏えい等の報告等

金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データ等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合、①個人情報保護法 26 条 1 項に基づく報告の義務（金融分野ガイドライン 11 条 1 項前段）、②各業法（銀行法 12 条の 2・同法施行規則 13 条の 6 の 2 等）に基づく報告の義務（金融分野ガイドライン 11 条 1 項後段）、及び③上記①②を除く、金融分野ガイドラインに基づく報告の努力義務（金融分野ガイドライン 11 条 2 項）を負っています。上記①ないし③の各報告の対象となる情報、対象事業者、位置づけ、報告先等は下表のとおりです。

類型	対象となる情報	対象事業者	位置付け	報告先	備考
①	個人データ（個人情報保護法施行規則 7 条各号に該当する事態が生じたとき）	個人情報取扱事業者	義務	個人情報保護委員会（金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合は金融庁長官等）	*1 *2
②	個人顧客に関する個人データ	各業法の適用を受ける全ての金融機関	義務	各業法に基づく監督当局	*3

③	個人情報／仮名加工情報に係る削除情報等／匿名加工情報に係る加工方法等情報（個人顧客に関する個人データを除く）	金融分野における個人情報取扱事業者	努力義務	各業法に基づく監督当局	
---	--	-------------------	------	-------------	--

*1 個人情報保護法施行規則 7 条各号に該当する事態とは、①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、及び④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を指します。

*2 雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データの漏えい等については、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があります。

*3 個人情報保護法 26 条 1 項に基づく報告義務とは異なり、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」（同法施行規則 7 条 1 号）が講じられている場合も報告義務は免除されません。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、一般の個人情報取扱事業者と同様、個人情報保護法施行規則 7 条各号に定める事態を知ったときは、本人に対する通知を行う義務を負うほか（個人情報保護法 26 条 2 項）、次に掲げる事態（個人情報保護法施行規則 7 条各号に定める事態を除きます。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行う努力義務を負っています（金融分野ガイドライン 11 条 3 項後段）。

- ① その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除きます。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除きます。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

2. 保険会社等に適用される個人情報の保護に関するルール

保険会社等が顧客に関する情報を取り扱うにあたっては、保険業法、保険業法施行規則、保険会社向けの総合的な監督指針等の適用を受けます。これらに定められた、保険会社等による顧客に関する情報の取り扱いに関する定めのうち主なものとして、以下が挙げられます。

(1) 個人顧客情報の安全管理措置等

保険会社は、その取り扱う個人である顧客⁶に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされます（保険業法施行規則 53 条の 8）。そして、この「必要かつ適切な措置」を講じるためには、金融分野ガイドライン 8 条ないし 10 条及び実務指針に基づく措置を講じている必要があります（保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）II-4-4-2-2 (13)、II-4-5-2 (2) ①）。

また、同様の義務が保険募集人又は保険仲立人にも課されています（保険業法施行規則 227 条の 9）。

なお、監督指針には、以下のとおり、個人顧客に限られない顧客等に関する情報に関する情報管理態勢に係る着眼点が示されています（保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-5-2 (1)）。

- ① 経営陣は、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

⁶ 既に死亡した者に関する情報について、当該死亡者の生存している関係者との関係で引き続き財産の管理等の業務を行っている場合は、これに含まれるものと解されます。また、いわゆる「見込み客」も、事業者が現に具体的な取引を行おうとする者を指す場合は、これに含まれるものと解されます（2005 年 3 月 24 日「個人顧客情報の取扱い等に関する関連府省令の改正（案）に対する意見募集の結果について」の「個人顧客情報の取扱い等に関する関連府省令の改正（案）に対する意見一覧」12 番）。

顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという Need to Know 原則は、2025 年 8 月 28 日に施行された監督指針の改正により、新たに明確に規定されたものです。同様の趣旨は、金融分野ガイドライン及び実務指針において示されていましたが、今回の改正によって監督指針に明文化されたことで、監督当局のチェックポイントとしての位置付けが一層明確になり、各保険会社は社内規程やアクセス権限管理の運用を再点検・強化することが強く求められることになったといえます。

(2) 個人顧客情報の漏えい等の報告

保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報保護法 16 条 3 項に規定する「個人データ」に該当するものに限ります。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならないとされます（保険業法施行規則 53 条の 8 の 2）。

また、同様の義務が保険募集人又は保険仲立人にも課されており（保険業法施行規則 227 条の 9 の 2）、例えば、保険会社が個人データの取扱いを委託した保険募集人において個人データの漏えい等があった場合には、委託元の保険会社と委託先の保険募集人の双方が監督当局に報告を行う必要があります。

(3) 返済能力情報の取扱い

保険会社は、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならないとされます（保険業法施行規則 53 条の 9）。

(4) 特別の非公開情報の取扱い

保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいいます。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならないとされます（保険業法施行規則 53 条の 10）。

「他の特別の非公開情報」とは、①労働組合への加盟に関する情報、②民族に関する情報、③性生活に関する情報、④個人情報保護法施行令 2 条 4 号に定める事項に関する情報（本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたこと）、⑤個人情報保護法施行令 2 条 5 号に定める事項に関する情報（本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手續が行われたという事実）、⑥犯罪により害を被った事実に関する情報及び⑦社会的身分に関する情報をいうとされ、「当該業務の適切な運営の確保その

「他必要と認められる目的」とは、金融分野ガイドライン5条1項各号⁷に定める場合をいうとされます（監督指針II-4-4-2-2(14)、II-4-5-2(2)②参照）。

また、同様の義務が保険募集人又は保険仲立人にも課されています（保険業法施行規則227条の10）。

(5) 非公開金融情報・非公開保険情報保護措置

銀行等又はその役員若しくは使用人が保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、以下の措置を講じなければならないとされます（保険業法施行規則212条2項1号、212条の2第2項1号、212条の4第2項1号）。

① 非公開金融情報保護措置

その業務（保険募集に係るものを除きます。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報⁸が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務⁹に利用されないことを確保するための措置

② 非公開保険情報保護措置

その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報¹⁰が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

⁷ 上記2(1)のとおり、「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営⁷を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」（金融分野ガイドライン5条1項8号）を根拠とすることが多くなるものと考えられるところ、ここでの「適切な業務運営」とは、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等が含まれるものと考えられています（生命保険協会「[生命保険業における個人情報保護のための取扱指針](#)」3-2）。

⁸ その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（返済能力情報（保険業法施行規則53条の9）及び特別の非公開情報（同53条の10）を除きます。）をいい（保険業法施行規則53条の6）、顧客の預金の種類や残高等の情報がこれに該当します（2005年7月7日「[「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）に対する意見募集の結果について](#)」の「[コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方](#)」60番）。

⁹ 専ら保険募集のために顧客のリストを作成する行為は、これに含まれうるものとされます（2005年7月7日「[「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）に対する意見募集の結果について](#)」の「[コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方](#)」58番）。

¹⁰ その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表されていない情報で保険募集のために必要なもの（返済能力情報（保険業法施行規則53条の9）及び特別の非公開情報（同53条の10）を除きます。）をいい（保険業法施行規則212条2項1号口）、顧客が加入している保険の内容や、家族構成等の情報がこれに該当します（2005年7月7日「[「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）に対する意見募集の結果について](#)」の「[コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方](#)」63番、65番等）。

上記の同意の取得方法については、監督指針 II-4-2-6-2において、その考え方が示されています。

3. あとがき

金融商品取引業者等を含め、他の類型の金融分野における事業者に適用されるルールについても解説を発信してまいります。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。